

林業・木材産業改善資金に係る基本的事項

1 基金の名称

林業・木材産業改善資金

2 基金の造成額等

(1) 基金の造成額（令和 7 年 3 月 31 日現在）

貸付勘定	58,061 千円
（うち国費相当額	35,861 千円）
業務勘定	46 千円
合計	58,107 千円

(2) 貸付残高（令和 7 年 3 月 31 日現在）

0 千円

3 基金事業の概要

林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）に基づき、林業従事者等に対し、林業・木材産業改善資金を貸し付けるもの。

4 申請方法

資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に事業計画書及び知事が別に定める書類を添え、知事に提出する。

5 申請期限（年度毎）

第 1 回提出期限	4 月末
第 2 回提出期限	8 月末
第 3 回提出期限	12 月 28 日